

秋田県教育委員会特定事業主行動計画の実施状況について

令和8年7月23日

秋田県教育委員会

秋田県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、秋田県教育委員会特定事業主行動計画を策定・実施しています。（現行の計画期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日）

ついては、次世代法第19条第5項及び女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

併せて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の活躍状況を公表します。

（※対象に市町村立小中学校等の県費負担教職員を含みます。）

1 令和7年度の実施状況について

- ・ 妊娠、出産、育児を支援する制度や休暇の取得例などをまとめた「仕事と生活の両立支援ハンドブック」を職員に周知し、美の国あきたネットにも掲載しました。また、改正があった場合には情報を適宜更新しました。
- ・ 各種給付制度、福利厚生などについて、福利課ウェブサイトにて情報を掲載しました。また、改正があった場合には情報を適宜更新しました。
- ・ 校長会議、副校長・教頭会議などにおいて各種制度等の周知や男性の育児休業の取得促進を呼びかけました。
- ・ 育児休業等を取得する職員がいる場合は代替職員の配置に努めるとともに、事前に職務分担の振り分けや見直しを行うなど、職員が安心して育児休業等を取得できる環境づくりに努めました。
- ・ 生理休暇を「健康管理休暇」に名称変更し、時間単位での取得を可能にしたことで、個々の体調に合わせた柔軟な働き方を支援する環境を整備しました。さらに、全教職員を対象とした女性の健康に関する研修を通じて職場全体のヘルスリテラシー向上を推進しました。
- ・ 勤務の終了から次の勤務の開始までに一定の時間を設ける勤務間インターバル制度の実施や時差出勤・テレワークの周知に努めるとともに、1日の勤務時間を任意に設定できるフレックスタイム制の導入により、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めました。
- ・ 年次休暇の計画的取得や、夏季休暇やその他特別休暇等との連続的取得を奨励しました。
- ・ ノー残業デー（毎週水曜日）には時間外勤務命令を命じないよう努めるとともに、所属長自らが率先して職員に声を掛け、定時に退庁する意識の醸成を図りました。
- ・ 各所属にハラスメント相談対応職員2名（うち女性1名）を配置し、職員へ周知しました。
- ・ 教育庁各課室、教育事務所及び教育機関における「チーム制」の実施により、仕事を属人化せず、チームで仕事を進める意識を醸成しました。

2 職業生活における機会の提供に関する実績

(1)採用した職員に占める女性の割合

区分	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
正職員	60.4%	61.1%	52.0%	51.4%	45.7%
臨時講師	50.5%	53.8%	55.4%	53.7%	54.9%
臨時職員	90.6%	94.4%	79.0%	79.7%	78.1%
非常勤講師	60.8%	58.8%	53.9%	54.1%	51.6%
非常勤職員	64.7%	64.1%	64.3%	61.7%	62.9%

(2)採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	R3試験	R4試験	R5試験	R6試験	R7試験
正職員	47.0%	45.0%	44.4%	43.7%	41.6%
事務職・技術職	53.4%	42.5%	46.8%	48.8%	36.6%
教諭等(高等学校)	18.5%	21.6%	25.0%	25.7%	26.7%
教諭等(特別支援学校)	51.9%	72.1%	52.7%	44.7%	50.0%
教諭等(小中学校等)	55.8%	52.6%	51.4%	51.3%	49.9%

(3)-1 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合(教育庁等)

区分	目標		R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
	R6	R11					
管理職	10%	10%	0.0%	9.1%	8.7%	20.8%	13.6%
次長相当職	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
課長相当職	—	—	0.0%	10.0%	9.5%	22.7%	15.0%
(参考)							
課長補佐相当職	—	—	22.5%	24.4%	23.1%	25.3%	24.4%
係長相当職	—	—	52.0%	58.3%	56.0%	61.5%	46.9%

※管理職は教育庁本庁の課長相当職以上。

(3)-2 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合(学校)

区分	目標		R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
	R6	R11					
管理職	20%	—	20.0%	21.4%	24.5%	26.6%	27.6%
校長	—	20%	14.3%	15.5%	19.4%	21.7%	24.8%
副校長・教頭	—	30%	24.9%	26.4%	28.7%	30.7%	30.0%

3 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

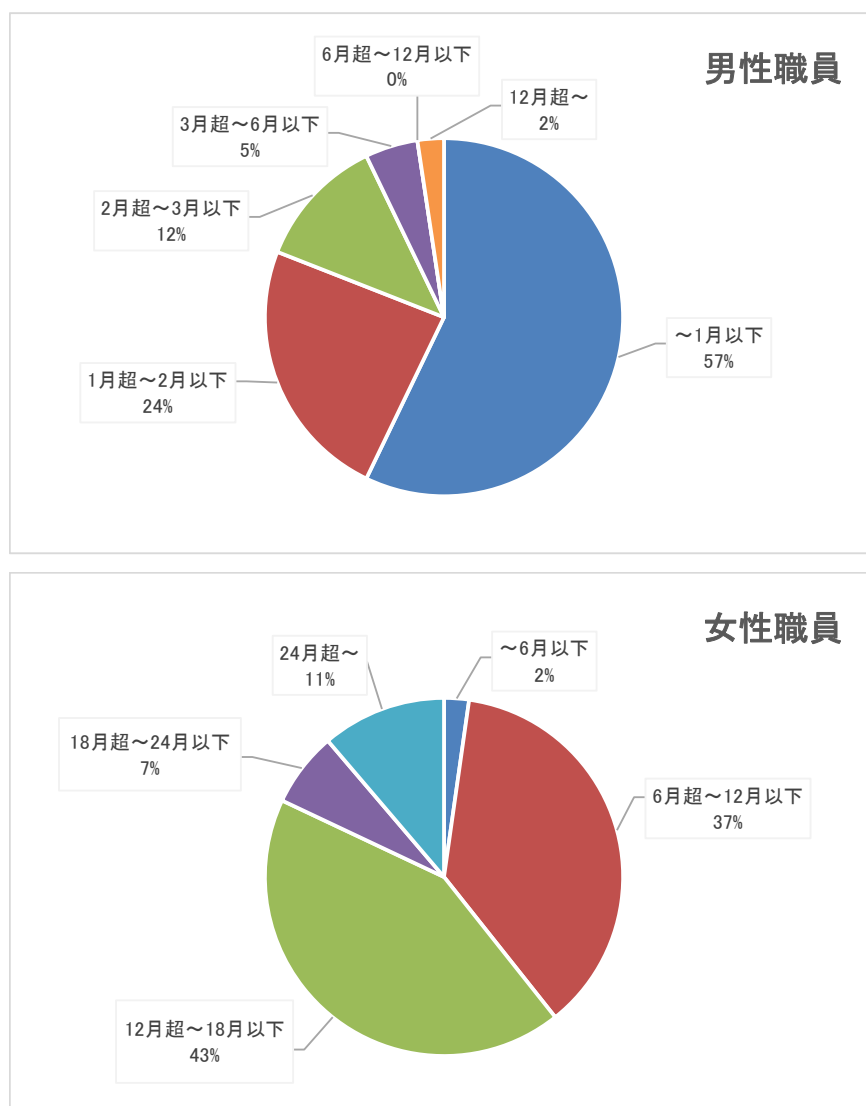
(1)離職率(令和7年度)

区分	離職率	離職者の年代別割合								
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60
男性職員	3.6%	1.4%	2.9%	1.3%	0.9%	0.0%	0.3%	0.3%	1.6%	41.6%
女性職員	3.6%	2.8%	2.7%	2.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.5%	3.0%	48.2%

(2)-1男女別の育児休業取得率

区分	目標		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	R6年度	R11年度					
男性職員	13%	85%	6.9%	14.1%	30.9%	32.5%	53.8%
女性職員	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2)-2男女別の育児休業取得期間の分布状況



(3)男性職員の配偶者出産休暇及び配偶者の出産に係る子の養育休暇の取得率

区分	目標		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	R6年度	R11年度					
配偶者出産休暇	90%	90%	62.1%	78.9%	75.0%	76.6%	81.8%
子の養育休暇	50%	70%	36.2%	43.7%	51.5%	40.3%	49.4%
いずれかを取得	—	—	65.5%	83.1%	85.3%	88.3%	96.1%
いずれかを合わせて5日以上取得	—	—	13.8%	26.8%	25.0%	10.4%	24.7%

(4)超過勤務の状況（令和7年度）※管理職を除く

区分	一人当たり一月当たりの 平均超過勤務時間	上限を超えて勤務した月が 一月以上の職員数（実数）
教育庁等	6.1時間	23人
高等学校	36.4時間	945人
特別支援学校	17.5時間	119人
小中学校等	32.4時間	2,259人

※教育庁等においては、時間外勤務命令の時間。

※学校においては、在校等時間から正規の勤務時間を差し引いた時間。

(5)年次休暇の取得日数の状況

区分	目標	令和5年1月1日 ～12月31日	令和6年1月1日 ～12月31日	令和7年1月1日 ～12月31日
	R7年1.1～12.31			
全体	14日	12日4時間	12日0時間	11日5時間
教育庁等	—	12日1時間	12日1時間	12日2時間
学校	—	12日5時間	12日0時間	11日5時間

4 職員の給与の男女の差異の情報（令和7年度）

（１）全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.7%
全職員	92.3%

（２）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	86.0%
本庁課長補佐相当職	96.9%
本庁係長相当職	99.7%

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.6%
31～35年	96.0%
26～30年	95.6%
21～25年	94.2%
16～20年	93.0%
11～15年	94.0%
6～10年	95.5%
1～5年	92.7%

【説明欄】

4（１）全職員に係る情報について

管理職手当は受給者の75%、扶養手当は受給者の74%が男性であり、全職員における男性の受給割合が高いため、男性の給与水準が高くなっている。

4（２）①役職段階別について

本庁部局長・次長相当職には女性職員がいない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。